

鹿児島大学学章に関する規則

平成 28 年 3 月 18 日

規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、創立 50 周年記念協賛事業の一環として全国公募の中から決定した鹿児島大学(以下「本学」という。)の学章について、教育研究活動等での使用を通じて国内外に発信し、本学の知名度及び信頼性の向上を図ることを目的とする。

(学章)

第 2 条 本学の学章は、別図のとおりとする。

(使用者の資格)

第 3 条 学章を使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の役職員
- (2) 本学の承認を得た学生団体
- (3) 本学の同窓会
- (4) その他学長が使用を許可した個人及び団体等

(使用範囲)

第 4 条 学章の使用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本学が設置する施設設備
- (2) 本学が作成する学旗、式典旗及び文具類等の物品
- (3) 本学が発行する印刷物
- (4) 本学が制作するホームページ
- (5) 本学の役職員が作成する名刺、各種業務資料
- (6) 本学の学生団体が課外活動に使用する団旗、用具類等
- (7) 本学の同窓会が同窓会活動に使用するホームページ、印刷物等
- (8) その他学長が適当と認めるもの

(使用許可)

第 5 条 前条に規定する使用範囲以外でその学章を使用しようとする者は、あらかじめ学章使用許可願(別記様式)を学長に提出し許可を受けなければならない。ただし、学章の商標及び商標権に関わる使用については、国立大学法人鹿児島大学商標管理細則(平成 18 年細則第 1 号)の規定によるものとする。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学章の使用を許可しないものとする。

- (1) 本学の名誉が傷つけられ、又はそのおそれのある場合
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合
- (3) その他学章の使用目的、使用方法等が不適當な場合

(使用方法)

第 6 条 学章の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学の品位と尊厳を損なうことがあってはならない。
- (2) 学章の形状は、改変して使用してはならない。ただし、同一性を失わないと認められる範囲内においては、縦横等倍で拡大または縮小して使用することができる。

(第三者使用の禁止)

第7条 学章を使用する者は、本学の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消等)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学章の使用許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 学章使用許可願の内容に虚偽があった場合
- (2) 本学の名誉が傷つけられ、又はそのおそれがある場合
- (3) この規則の定める事項に違反した場合
- (4) その他学章の使用等が不相当と認められた場合

2 前項の規定により、使用許可を取消し、又は使用を停止させたことにより損害が生じることがあっても、本学はその責を負わない。

(事務)

第9条 学章の使用に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学章に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別図(第2条関係)

【色番】



紅赤：TOYO INK CF10064 又は DIC 563

青緑：TOYO INK CF10331 又は DIC 176

この学章は、鹿児島大学のアルファベットの頭文字 [K] をデザインしたもので、今、まさに飛び立とうとしている姿を「鳳」の

形にデザインし、歴史と伝統に輝く鹿児島大学のキャンパスを巣立つ卒業生が世界の舞台を翔ようとしている姿をシンボル化したものです。

別記様式(第5条関係)

平成 年 月 日

鹿児島大学長 殿

申請者

住所

氏名

印

連絡先電話：

E-mail：

学章使用許可願

下記により鹿児島大学の学章を使用したいので許可願います。

なお、使用に際しては、鹿児島大学学章に関する規則を遵守します。

記

使用目的	
使用方法・図案	(図案は別紙にて添付願います。)
使用期間	
備考	

鹿児島大学学章使用許可書

使用許可方法・図案	
使用許可条件	
使用許可期間	
備考	
上記により鹿児島大学学章の使用を許可する。 平成 年 月 日 殿 鹿児島大学長 印	

※本許可願により取得した個人情報については、個人情報保護法及び本学規則に基づき適切に管理します。また、個人情報は、本業務に関する目的以外では一切利用しません。